



# 松本市未来を担う農業経営者支援事業



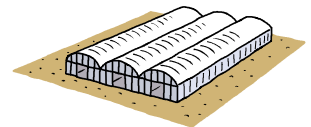
本事業は、農業に夢を抱く地域の未来を担う農業経営者及び女性農業者を育成し、農業振興を図ることを目的としています。

## 1 対象

認定農業者（女性農業者事業は全ての女性農業者が対象となります。）

## 2 補助対象内容

- (1) 1台当り50万円以上の農業機械（汎用性の高いトラック等は除く）リース又は取得
- (2) 1件当り50万円以上の農業用生産施設（格納庫等は除く）リース又は設置
- (3) 市内女性農業者育成に寄与するために農業者が実践する新たなイベント開催、物産展出展、商品開発、仮設トイレレンタル、国農業女子プロジェクト開発商品導入、ICT活用等



## 3 採択要件

- (1) 認定農業者であること。（女性農業者事業は除く）  
【旧事業（松本市認定農業者支援事業補助金）を受給されていない方】
- (2) 松本市に住所を有すること。
- (3) 経営耕地面積の大半が松本市に存在すること。（出作の場合は要相談）
- (4) 導入機械等の使用及び設置個所が松本市内に限られること。（出作の場合は要相談）
- (5) 補助対象の機械・施設が農業経営改善計画に記載されていること。
- (6) 市税の滞納がないこと。

経営面積による下限面積要件はありません。

中山間地域及び女性認定農業者は優先採択します。

リース事業は優先採択します。

## 4 補助内容・補助率

- (1) リース事業（ファイナンスリース・購入選択権のないリース等に限る）  
リースに要する経費（本体価格に限る。）の1/3以内とし、200万円を上限とする。
- (2) 取得事業  
取得に要する経費の1/3以内とし、200万円を上限とする。
- (3) 女性農業者事業
  - ア ハード事業（仮設トイレ導入、アシストスーツ、プロジェクト開発商品導入、ICT活用等）  
導入に要する経費の2/3以内とし、20万円を上限とする。
  - イ ソフト事業（イベント開催費、物産展出展費用、商品開発費、ICT活用等）  
上限10万円（補助率10/10）

